

施行 令和 5 年 4 月 30 日

一般社団法人日本地球化学会
GJ Most Cited Paper Award 申し合わせ

(目的)

第1条 本申し合わせは、一般社団法人日本地球化学会(以下、「本会」とする。)の *Geochemical Journal* (GJ) 誌の Most Cited Paper Award に関する事項を定めることを目的とする。

(GJ Most Cited Paper Award)

第2条 本会に、GJ における被引用数の多い論文に関する表彰として、以下の賞を設ける。

- ・ GJ 5-Year Most Cited Paper Award
- ・ GJ 10-Year Most Cited Paper Award

(GJ 5-Year Most Cited Paper Award)

第3条 GJ 5-Year Most Cited Paper Award の対象論文は、表彰年の 5 年前の巻 (Volume) に GJ に掲載されたすべてのカテゴリーの論文とする。表彰年の前年までの被引用数が最も多い論文 1 編程度に贈られる。被引用数は、Thomson Reuter 社の Web of Science のデータに基づくものとする。

(GJ 10-Year Most Cited Paper Award)

第4条 GJ 10-Year Most-Cited Paper Award の対象論文は、表彰年の 10 年前の巻 (Volume) に GJ に掲載されたすべてのカテゴリーの論文とする。表彰年の前年までの被引用数が最も多い論文 1 編程度に贈られる。被引用数は、Thomson Reuter 社の Web of Science のデータに基づくものとする。

(授賞の決定)

第5条 GJ 編集委員長は第 4 条において選出された論文を理事会に報告し、理事会において授賞を決定する。

(表彰)

第6条 受賞論文の著者には年次講演会において賞状を授与する。

2 受賞論文の責任著者を特典対象者とし、対象者が責任著者として GJ に論文を出版する際の 1 編分の Article Processing Charge (APC) が無償となる特典を授与する。有効期限は受賞年を含め 3 年以内に投稿がなされたものとする。

(改廃)

第7条 本申し合わせの変更または廃止は理事会の議決により行う。

付則

本申し合わせは 2023 年 4 月 30 日から有効とする。